川崎市幸区公告第５３号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和８年１１月１２日

川崎市幸区長　　山口　美穂

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）